### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三三〕支払地外の支払場所の記載と右支払場所になした呈示の効力 (昭和三五年九月一六日東京地裁判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.36, No.9 (1963. 9) ,p.75- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630915-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



# (商法 支払地外の支払場所の記載と右支払場所になした呈示の効力

(下級民集一一巻九号一九二一頁 (昭和三五年(ワ)第九六○号約束手形金請求事件)(昭和三五年九月一六日東京地裁判決

合、辰出人からなその無効が主長できない。が、その支払場所に 手形所持人が 支払いのための 呈示をなした 場が、その支払場所に 手形所持人が 支払いのための 呈示をなした 場【判示事項】 支払地外の支払場所は支払場所としての効力を欠く

合、振出人からはその無効が主張できない。

ので、Yに対し右手形金およびその完済に至るまでの遅延損害金のを支払場所に呈示して手形金の支払を求めたが、支払を拒絶された

支払を求めたのが本件である。

Xは、本件手形の支払地東京都中央区は東京都千代田区の誤記でないから、支払地の記載がある以上、支払地の記載と支払場所の支払地三和銀行月比谷支店は東京都千代田区内にあり、右手形の支払地三和銀行月比谷支店は東京都千代田区内にあり、右手形の支払場所の表別でないととまました。

【判旨】 Xの請求認容。

裁判所は、Yの主張する「右手形の支払地はBまたはCがYの意

例研究

五 (101九)

た。 をなした者は Yであるという 事実認定のもとに 次のように 判示し思に反して記載した」という事実を認めず、右手形の支払地の記載

不整合は右手形を無効ならしめるものでない。」のる支払担当者)の記載は手形の必要的記載事項でないから、右ののでる支払担当者)の記載は手形の必要的記載事項でないから、右のほ行日比谷支店が東京都千代田区にあるとしても、支払場所(いわて株式会社三和銀行日比谷支店と記載してある。この株式会社三和一、「右手形には、支払地として東京都中央区と、支払場所とし一、「右手形には、支払地として東京都中央区と、支払場所とし

ある(右支払場所への呈示はむしろ振出人の便宜に適するものであつて無効であると主張することはできないものと解するのが相当でをした場合、振出人からは、みずから定めた支払場所への呈示をものであるが、その支払場所銀行に手形所持人が支払いのための呈示ので、「支払地内にない支払場所は支払場所として の効力を欠くも二、「支払地内にない支払場所は支払場所として の効力を欠くも

## 【評釈】 判旨第一点は正当、第二点は疑問である。

### 一、判旨第一点について

(例えば取引銀行)で支払う方が振出人にとつて 便宜である 場合がまたは 住所が 支払地内にある 場合(同地払手形)にも、 第三者方形)には、それでは支払が不可能となるし、また、振出人の営業所るが、振出人の営業所または住所が支払地内にない場合(他地払手振出人の営業所、これがないときは住所においてなすのが原則であ続出人の営業所、これがないときは住所においてな力のが原則であ

形に記載することを認めている (三項・四条)。ある。 そのため、法は、「第三者ノ住所ニ於テ支払フベキ」旨を手ある。

るべきである(労手法一九四頁)。判例は、本件のように支払場所として をなすべき趣旨と解すべきであるとしている(大判昭和|三・|二・|)。 方の記載がなされているものと解し、右銀行が右支店において支払 某銀行某支店という記載がある場合は、 場所として記載されていても、そのような形式でなくその内容によ するものと認められるかによつて決定すべきであつて、たとい支払 記載の内容が、 解されており、手形上の記載がそのいずれの意味であるかは、その の住所で振出人のために支払をなす場合(支払担当者) の第三者の住所で支払をなす場合(支払場所)のほか、 「第三者ノ住所ニ於テ支払フベキモノ」とは、 たんに場所の表示にすぎないか、または、人を表示 支払場所と支払担当者の双 振出人自身 が をも含むと 第三者がそ 記載

は多い(東京控制の治四二・二・二と設立両四巻八二頁、東京地判昭和四・1・1)。 従いの (東京控制の治四二・二・二と設立両四巻八二頁、東京地判昭和四・1・1)。 従いの (東京控制の治四二・二・二 新報二〇。 しかし、支払場所の記載は無効である。これ、学説の一故、支払地内にない支払場所の記載は無効である。これ、学説の一故、支払地内にない支払場所の記載は無効である。これ、学説の一故、支払地内にないから、支払場所の記載は無効である。これ、学説の一は手形要件ではないから、支払場所の記載の無効は手形自体の効力は手形要件ではないから、支払場所の記載の無効は手形自体の効力は手形要件ではないから、支払場所の記載の無効は手形自体の効力には影響を与えないこと当然であつて、この旨を判示している判例には影響を与えないこと当然であつて、この旨を判示している判例には影響を与えないこと当然であつて、この旨を判示しているのは(手形出が支払地の記載を手形要件として要求しているのは(手形出が支払地の記載を手形要件として要求しているのは(手形出が支払地内には影響を与えないこと当然であつて、この旨を判示している判例には影響を与えないこと当然であつて、この旨を判示している判例には影響を与えないこと当然であつて、この旨を判示している判例には影響を与えないこと当然であった。

ならしめるものでないと判示した判冒第一点は正当である。事項でないから、支払地と支払場所との右の不整合は右手形を無効京都中央区に存在しなくても、支払場所の記載は手形の必要的記載店が、東京都千代田区に存在し、手形上支払地として記載された東つて、本件において、支払場所としての株式会社三和銀行日比谷支

### 二、判旨第二点について

なる支払場所の記載をなした振出人自身が、 あると判示している。 をもつて無効であると主張することはできないと解するのが相当で めの呈示に対し、 ながらも、右の支払場所においてなした手形所持人による支払のた の効力を欠く」としている点で従来の学説・判例と同じ立場をとり 九・一一・六評論九巻商六三五頁、同大正一一・二・一五新聞一九七八号一○頁など)三・八新聞八七二号二六頁、東京地判大正三・五・一一新聞九五六号二五頁、同大正√。 たことにはならないものと判示してきた (原穴七号七頁、東京控判大正二・たことにはならないものと判示してきた (東京地判明治三四・一一・二五新 所へ支払のための呈示をなしても、 たは住所においてこれをなすことを要し、 ない場合と同視して手形に記載された支払地内の振出人の営業所ま 解することから、 支払場所でなした支払のための呈示の効力 に つ い て、 手形上に記載された支払場所が支払地内に存在しない場合、 右のような支払場所の記載は法律上なんらの効力を有しないと 特に振出人からはと、ことわつている点から考えて、 本判旨は「支払地内にない支払場所は支払場所として 支払のための呈示については、支払場所の記載が 振出人からは、みずから定めた支払場所への呈示 右判示の理由づけは漠然としていて明らかで 適法な支払のための呈示があつ 手形に記載された支払場 かかる支払場所への母 従来の判例 その 無効

られている)。

二七一号九五頁)も信義則違反に判旨の理由を求めるべきであると述べ示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペル示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペル示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペル示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペル示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペル示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペル示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペル示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペル示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペル示の無効を主張することは許されないという、いわばエストッペルテの無効を主張することは許されないという、いわばエストッペルテの無効を主張することは許されないという、いわばエストッペルテの無効を主張することは許されないという、いわばエストッペルテの無効を主張することは許されないという、いわばエストッペルテの無効を主張することは許されないという、いわばエストッペルテの無効を主張することは許さないという。

援用したのではないかと思われる。そして、そのためには、 り、 ð, 思想と、手形上の争いについては、手形取引の安全の理念にもとづ その前提として、 払場所への呈示が振出人との関係においては有効としているのは ことが適当であつたかどうかについてはかなり疑問に思う。本判旨 よつて生じた不利益な結果は振出人に負担させるべきであるという な支払場所の記載をなしたのは振出人自身なのであるから、それに が、支払場所の記載が不適法であることを認めながらも、 しかし、私は、 それを理論づけるために、 なるべく手形所持人の利益の保護を図ろ うと する思想とがあ 支払場所の記載が不適法であつても、その不適法 本件事案の解決に当つて、 エストッペルの法理ないし信義則を 右のような理論による かかる支 手形の

きであつて (短絶証書令二)、手形記載の支払場所に呈示しても、その あろうとも、手形上の記載によつて形式的に判断すべきである。そ の事由をもつて変更されえない。手形上の法律関係は、実体がどう 形上の権利の内容・範囲は証券上の記載によつて決定され、証券外 場は妥当であろうか。いうまでもなく、手形は文言証券である。手 いとする判旨の態度をうかがうことができる。このような判旨の立 文言証券性ないし手形外観解釈の原則は一歩後退してもやむをえな 二八条二項参照。満期当日(その休日たると否とを問わない)の分を含 関係では、本件のように、支払呈示期間内に支払のための呈示があ ける支払のための呈示の有効・無効は、約束手形の振出人に対する 券性を軽視しているという非難を免れないであろう。支払場所にお には、適法な記載があつた場合と同様にみることは、手形の文言証 なかろうか。それを、本判旨のように、不適法な記載であつても、 呈示は無効であり、振出人もその無効を主張しうると解すべきでは 請求をなすべき場所が知れない場合として拒絶証書を作成せしむべ は住所においてなすことを要し、もしその場所が知れないときは、 支払場所の記載がない場合と同様、支払地内の振出人の営業所また つて、手形の所持人が満期において支払のための呈示をなすには、 である。本件の場合、支払地外の支払場所の記載は無効であり、従 してこのことが、一面において、手形取引の安全に役立つているの エストッペルの法理ないし信義則を援用することによつて、結果的 つたのに支払がなされなかつたときは、満期以後(手形法七八条・

むとするのが通説・判例である(大判・大正一〇・三・五民録二七輯四

ことを考えるとき、一層その感を深くする。
三○新聞四二○九号一二頁)。反対説 ― 田中(耕))・手形法小切手法概論三○新聞四二○九号一二頁)。反対説 ― 田中(耕))・手形法小切手法概論の日までの利息を請求する

認めたであろうと解すべきものであり、この点では、従来の多数の 判示しかしなかつただけで、もし本件のようなケースが遡求の問題 対し、鴻助教授は「判旨が振出人に対する関係についてしか判示し 書人にまで及ぼすことはできないと解されている (大宮・前)。 これに るという見解を示されており (前間 七頁)、大隅教授も本件理論を裏 務者からは呈示の無効をもつて所持人に対抗できると解すべきであ について、田中(昭)助教授は本判決の趣旨から判断すれば、 者との関係をどうみるかということが問題として残される。この点 あるだけに、従来の判例との対比において、理論的には、遡求義務 所でなした手形所持人の支払のための呈示の効力を否定したもので 手形金請求が問題となつた事案であり、その際、支払地外の支払場 判例の大部分が本件とは異なり、手形所持人の遡求義務者に対する あつて、遡求義務者との関係については一切触れていない。従来の ずから右支払場所を定めた振出人との関係において判示したもので としておきたとしたならば、判旨と同じ理論で遡求義務者の責任を 人の責任だけが問題となつている事案であるがゆえに、その範囲の ていないのは、それに限定される理論を示したというよりも、振出 なお、本判旨は、無効なる支払場所への呈示の効力の問題を、み 遡求義

かと思う」と述べられている(五-六頁)) 判例と異なつた解決を与える趣旨のものと評価すべきものではない

別されるべき理由は存在しない筈であるから、鴻助教授の見解が正載されている手形上に裏書等の手形行為をなしたかということで区あり、支払場所を自分で記載したか、それとも、既に支払場所が記載のある手形上に裏書等の手形行為をなした以上は、右支払場所を載のある手形上に裏書等の手形行為をなした以上は、右支払場所を記した、裏書人等遡求義務者に対しても、無効なる支払場所の記

しいと考える。

いえるのではないのかと思われる」(鴻芸前者)。ということで、支払地および支払場所の記載をもとに有効なものとということは考えられないものであろうか。そして、そう考えるのが手形取引を含めた意味での実際界の当然もつと然るべき常識と地域、いわば日比谷附近ないし日比谷を中心とした東京都中央区辺地域、いわば日比谷附近ないし日比谷を中心とした東京都中央区辺

しかし、この見解は行きすぎのように思われる。たしかに、支払しかし、この見解は行きすぎのように思われる。たしかに、支払地の記載は、必ずしも最小独立行政区画たるを要せず、最小独立行地の記載が不完全な場合に、支払場所の記載があり、支払場所の記載から当然支払地を推知できるならば、適法な支払地の記載があつても、そのら当然支払地を推知できるならば、適法な支払地の記載があると認めうると解するのが判例の趨勢である(医枕部内の記載があると認めうると解するのが判例の趨勢である(医枕部内の記載があると認めうると解するのが判例の趨勢である(医枕部内の記載があると認めうると解するのが判例の趨勢である(とれた関する関係して、支払地の記載が下に「東京都」)。

Λ O (10三四)

端から三〇〇メートルしか離れていない 位置にあるとしても (鴻助 る。その場合、たとえ本件のように三和銀行日比谷支店が中央区の に有効なものと解することが右の常識に合致するものであるという 地域の記載があるものと認め、支払地および支払場所の記載をとも

教授はこの事実を前記見解の理由の一つにされている)、文言証券たる

手形の性質上、支払地たる東京都中央区内にない支払場所の記載は が重んぜられるべきことを主張され、本件約束手形のように、支払 ついて手形取引を含めた意味での実際界の当然もつて然るべき常識 無効と解すべきものと思われる。なお鴻助教授は、手形法の解釈に ができる筈であり、支払地内にない右支払場所の記載は無効と解す 見解を示されているが、むしろ、手形取引に関係しようとする程の 行日比谷支店が東京都中央区内に所在しないことを容易に知ること 者なら右手形の支払地および支払場所の記載自体からして、三和銀

に関する鴻助教授の見解は疑問である。(昭和三八・六・五稿) ることこそ右の常識に合致するものではないかとも思われ、この点

(阪埜 光男)

ている場合には、両者を合わせて、東京都内の日比谷を含めたある

地東京都中央区、支払場所株式会社三和銀行日比谷支店と記載され